最終更新日：2015年12月15日

セイコーホールディングス株式会社

代表取締役社長　中村吉伸
問合せ先：総務部長　田嶋直樹
証券コード：8050

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

＜基本的な考え方＞
当社は、「社会に信頼される会社であること」を基本理念におき、法令の遵守、経営の透明性、公正性の確保、社会倫理の尊重を重要な経営課題と位置づけ、その実現に向けてコーポレート・ガバナンス体制の強化推進に取り組み、当社および当社グループの持続的な成長と企業価値向上を図ってまいります。

＜基本方針＞
(1)株主の権利・平等性の確保
当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう必要な環境整備に努め、その権利行使が適切に行えるよう、必要な情報を的確に提供します。また、少数株主や外国人株主など、株主間の平等性の確保に配慮します。

(2)株主以外のステークホルダーとの適切な協働
当社が担う社会的責任は、当社グループの基本理念である「社会に信頼される会社であること」の実践を通じて、持続可能な社会の実現に貢献することであるとの認識のもと、株主の皆さまをはじめ、お客様、取引先、地域社会、社員等様々なステークホルダーとの適切な協働に努めます。

(3)適切な情報開示と透明性の確保
当社は、株主の皆さまをはじめとする、様々なステークホルダーから適切な評価を得るため、また、株主の皆さまとの建設的な対話を行うため、法令に基づく適切な開示を行うことはもとより、それ以外の情報についても適時適切な開示に努めるとともに、その開示情報が利用する皆さまにとってわかりやすく、有用性が高いものとなるよう努めます。

(4)取締役会の責務
当社の取締役会は、自由闊達で建設的な議論・意見交換を行い、会社の持続的な成長や中長期的な企業価値向上のため、事業戦略等の経営に関する重要事項の決定、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援するための環境整備、経営監督機能の充実等、その役割・責務を適切に果たします。

(5)株主との対話
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、「株主との建設的な対話に関する基本方針」に基づき、株主との建設的な対話を促進します。

「株主との建設的な対話に関する基本方針」
http://www.seiko.co.jp/ir/management/governance.html#anc01

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則４－１－３】（取締役会による後継者計画の監督）
最高経営責任者等の後継者計画については、今後、当社の企業理念、経営戦略を踏まえた検討を行い、取締役会がこれを監督する体制を含め、2016年度中に定める予定としております。

【原則４－２】【補充原則４－２－１】（中長期的な業績と連動する経営陣の報酬制度）
当社は、取締役に対し、第三者機関の助言に基づき策定した役位別報酬基準に従い、固定報酬を支給しております。
今後、業績連動報酬制度など、持続的な成長に向けた健全なインセンティブがより機能する報酬制度について、2016年度の導入に向けて検討を進めて参ります。

【補充原則４－８－１】（独立社外取締役の客観的な立場に基づく情報交換・認識共有）
当社の独立社外取締役は取締役会において積極的に議論に参加し、活発に意見を述べておりますが、取締役会における議論がより深まるよう、2016年度以降、独立社外取締役を構成員に含めた情報交換・認識共有のための会合を開催することなどを検討しております。

【補充原則４－１０－１】（任意の仕組みの活用による、指名・報酬等への独立社外取締役の関与・助言）
経営陣幹部・取締役の指名・報酬の検討にあたり、現在のところ特に独立社外取締役の関与や助言を得ておりませんが、より客観性と透明性を高めるため、2016年度以降、取締役会以外の場における独立社外取締役を構成員に含めた意見聴取の仕組みを構築し、適切な関与・助言を得ることを検討しております。

【原則４－１１】【補充原則４－１１－３】（取締役会の実効性についての分析・評価）
当社は、現在、取締役会全体の実効性についての分析・評価を実施しておりません。
今後、実施方法を検討のうえ、2016年度以降、取締役会全体の実効性について、取締役会において分析・評価を行い、その結果の概要を開示する予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４】（政策保有株式）
・政策保有に関する方針

当社は、当社グループの中長期的な企業価値向上の観点から、当社の経営戦略、取引先との事業上の関係等を総合的に勘案し、保有意義があると判断した株式を保有する方針としております。

・政策保有株式に係る議決権行使の基準
当社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、発行会社の経営方針・戦略等を十分尊重したうえで、発行会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するものであるか、株主価値を毀損するものではないか等を総合的に判断して行使いたします。

【原則１－７】(関連当事者間の取引)
取締役の利益相反取引については、取締役会規則において取締役会の決議事項としており、 取引内容を示して取締役会の承認を受けております。
また、主要株主や関係会社等の関連当事者との取引については、第三者との取引と同様、取引条件の合理性を審査したうえで、社内規則に基づいた承認手続を実施し、その内容を有価証券報告書において開示しております。

【原則３－１】(情報開示の充実)
(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
当社ホームページに当社の基本理念および2013年度から2015年度までの中期経営計画を掲載しておりますので、ご参照ください。

「基本理念」
http://www.seiko.co.jp/group/philosophy/index.html

「中期経営計画」
http://www.seiko.co.jp/ir/library/upload_files/irp5mtmp.pdf

(2)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書「１．１．基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社の取締役の報酬は、第三者機関の助言に基づき、役位別の報酬基準を定め、その基準に従い、株主総会の決議によって定められた報酬枠の範囲内において、取締役会の委任を受けた代表取締役が決定しております。
なお、現在、取締役の報酬が固定報酬のみであることから、業績連動報酬制度など、持続的な成長に向けた健全なインセンティブが機能する報酬制度について、2016年度の導入に向けて検討を進めて参ります。
さらに、2016年度以降、取締役会以外の場における独立社外取締役を構成員に含めた意見聴取の仕組みを構築し、適切な関与・助言を得ることを検討しております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役および監査役候補者は、各々その職務に相応しい人格および見識を有していることが重要であると考えております。
この考えに基づき、社内取締役候補者の指名にあたっては、持株会社である当社の各機能とグループの各事業分野をカバーするバランスを確保しつつ、的確かつ迅速な意思決定ができるよう、適材適所の観点から総合的に検討しております。
社内監査役候補者の指名にあたっては、当社グループの事業に関する知識、財務・会計に関する知見等を有し、経営の健全性確保に貢献できるかという観点から総合的に検討しております。
社外取締役および社外監査役候補者の指名にあたっては、企業経営や各専門分野における豊富な経験と高い見識を有しているか等の観点から総合的に検討しております。
上記方針に基づき、代表取締役が提案した候補者を取締役会において審議のうえ、決定しております。
なお、2016年度以降、取締役会以外の場における独立社外取締役を構成員に含めた意見聴取の仕組みを構築し、適切な関与・助言を得ることを検討しております。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
株主総会招集ご通知に取締役、監査役の個々の経歴および社外役員候補者の選任理由を記載しております。

「株主総会招集ご通知」
http://www.seiko.co.jp/ir/library/meeting.html

【補充原則４－１－１】(経営陣への委任の範囲)
当社取締役会は、法令および定款で定められた事項のほか、取締役会規則に基づき、経営の基本に関する事項および重要な業務執行について意思決定を行っております。これら以外の業務執行の決定については、職務権限規則に基づき経営陣に委任しております。

【原則４－９】(独立社外取締役の独立性判断基準および資質)
当社は、社外取締役の選任にあたって、企業経営や各専門分野における豊富な経験と高い見識ならびにその職務に相応しい人格を有する方を社外取締役候補者に指名しています。
また、東京証券取引所が定める独立性基準を充たし、経営に対する監督機能の向上に貢献いただける方を独立役員として届け出ております。
以上に基づき、当社は、独立社外取締役2名を選任しております。

【補充原則４－１１－１】(取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方)
取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模が適切に確保されるよう努めております。
当社は、ウオッチ事業、電子デバイス事業、システムソリューション事業など広範囲の事業をグローバルに展開していることから、これらの事業活動について的確かつ迅速な意思決定と業務執行の監督を行うことができるよう、持株会社である当社の各機能とグループの各事業分野に精通した幹部層から社内出身の取締役を選任しております。また、企業経営や各専門分野における豊富な経験と高い見識を有する方を社外取締役に選任しております。
取締役会の規模については、上記の考え方に基づき、定款にて取締役の員数を12名以内と定めております。

【補充原則４－１１－２】(取締役・監査役の兼任状況)
当社の取締役および監査役の他の上場会社の役員兼任状況は、当社ホームページにて開示しております。

「取締役・監査役の兼任状況」
http://www.seiko.co.jp/ir/management/governance.html#anc02

【補充原則４－１１－３】（取締役会の実効性についての分析・評価）
本報告書「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則４－１４－２】（取締役・監査役に対するトレーニングの方針）
当社は、取締役および監査役に対し、就任時に加え、就任後も継続的に、その役割および責務を果たすために必要な知識・情報を取得できるよう、外部機関が実施する研修を含め、必要な機会の提供、斡旋、費用の支援を行います。
また、社外取締役および社外監査役に対しては、当社グループの事業、財務、組織等に関する情報を提供するとともに、グループ各社の事業概況の説明や事業所への視察を行うなど、当社グループに対する理解を深めるための機会を提供いたします。

【原則５－１】（株主との建設的な対話に関する方針）
株主との建設的な対話に関する方針は、当社ホームページにて開示しております。

「株主との建設的な対話に関する基本方針」
http://www.seiko.co.jp/ir/management/governance.html#anc01

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
三光起業株式会社	23,677,501	11.43
服部　悦子	18,069,542	8.72
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	12,226,000	5.90
服部　真二	11,396,448	5.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	10,162,000	4.90
第一生命保険株式会社	9,000,000	4.34
服部　秀生	8,104,276	3.91
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT	5,222,000	2.52
服部　洪尚	3,462,876	1.67
株式会社みずほ銀行	2,500,639	1.20

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

上記「大株主の状況」は、2015年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。
なお、2015年9月25日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友信託銀行株式会社およびその共同保有者2社が2015年9月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2015年9月30日現在における実質保有株式数の確認ができておりませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。
提出者：三井住友信託銀行株式会社およびその共同保有者2社
保有株券等の数：13,649,000株
株券等保有割合：6.59%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	精密機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
原田　明夫	弁護士											
カーステン・フィッシャー	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
原田　明夫	○	―――	同氏の長年にわたる法曹界での経験と高い見識に基づき、客観的な視点から当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待し選任しております。 また、同氏は当社と顧問契約を締結している弘中徹氏が代表を務める弘中総合法律事務所の特別顧問でありますが、当社業務に携わることはなく、当社から役員報酬以外に金銭等を得ていないため、当社との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
			同氏のグローバル企業の経営を通じて培われたマーケティングに関する専門的な知識と経験に基づき、客観的な視点から当社取締役会に

カーステン・フィッシャー	○	―――	貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待し選任しております。 また、同氏と当社との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況としましては、会計監査人と定期的な会合を持つとともに、必要に応じて適時、情報の交換を行っております。
監査役と内部監査部門の連携状況としましては、内部監査室が内部監査業務を担い、監査役と連携をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
森田　富治郎	他の会社の出身者													
山内　悦嗣	公認会計士													
青木　芳郎	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森田　富治郎		第一生命保険株式会社　特別顧問	同氏の長年にわたる保険会社経営の経験・見識に基づき、適切な監査機能を果たしていただくことを期待し選任しております。
			同氏の長年にわたる公認会計士としての経

山内　悦嗣	○	―――	験・見識に基づき、適切な監査機能を果たしていただくことを期待し選任しております。 また、同氏は公認会計士でありますが、当社の監査業務に直接関係したことはなく、当社から役員報酬以外に金銭等を得ていないため、当社との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
青木　芳郎		―――	同氏の長年にわたる会社経営の経験・見識に基づき、適切な監査機能を果たしていただくことを期待し選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

現在、業績連動報酬制度など、持続的な成長に向けた健全なインセンティブがより機能する報酬制度について、2016年度の導入に向けて検討を進めております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書では取締役（社外取締役を除く）、社外役員に区分し、支給人員および支給総額を開示しております。事業報告では、全取締役の支給人員および支給総額を開示しております。いずれも当社のホームページに掲載し、公衆の縦覧に供しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬制度は、第三者機関の助言に基づき、役位別の報酬基準を定め、その基準に従い、取締役の報酬については、取締役会の委任を受けた代表取締役が決定し、監査役の報酬については、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会（監査役会）において当社および事業会社の状況を適宜説明するとともに、必要に応じ事業会社および当社該当部門より直接状況説明を行わせる体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は持株会社として、事業ごとの経営責任の明確化を図るとともに、迅速な経営判断と機動的な施策の実行を通して、経営環境の変化に対応できる組織体制をとっております。すなわち、取締役12名（内、社外取締役2名）で構成する取締役会において、常に連結事業会社の状況を掌握し、必要に応じて各事業会社より説明を受け、迅速適切な意思決定を行うなど、各事業会社の業務執行状況の把握に努めており、さらに、当社役

員と各事業会社の社長で構成する経営協議会を開催しております。また業務執行の基本事項を審議し、経営活動を適正迅速に推進することを目的に、経営戦略会議を開催しております。
また、当社は監査役制度を採用しており、監査役5名（内、社外監査役3名）による監査役会を定期的に開催し、監査の方針、職務の分担を定め、各監査役が監査の実施状況および結果について相互に報告を行うほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めております。各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役および使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務および財産の状況を調査しております。さらに、監査役は子会社について、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けております。当社は取締役会その他重要な会議での監査役の意見を尊重し、随時経営に反映しております。また、内部監査室が監査役と連携を取り、監査役の職務のサポートを実施しておりますが、取締役を兼任しないものを内部監査室の長とすることでその独立性と実効性を高めております。
また当社の会計監査業務を執行している公認会計士は、小尾 淳一、西野 聡人、高木 修の3名であり、当該会計士はいずれも有限責任あずさ監査法人に所属しており、継続監査年数は7年以内です。また会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他7名です。
当社においては、取締役の候補者は、取締役会の決議によって決定しております。また、監査役の候補者は、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によって決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、「社会に信頼される会社であること」を基本理念におき、法令の遵守、経営の透明性、公正性の確保、社会倫理の尊重を重要な経営課題と位置づけ、その実現に向けてコーポレート・ガバナンス体制の強化推進に取り組み、当社および当社グループの持続的な成長と企業価値向上を図ってまいります。
当社が持株会社として連結運営する経営体制においては、上記の重要な経営課題を実現するうえで、当企業統治の体制が最適であると考えております。
なお、社外取締役においては、独立的な立場からの経営の監督機能を担い、経営に対する監督機能の強化を期待しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
招集通知（要約）の英文での提供	狭義の招集通知および参考書類部分を英文で作成し、当社および東京証券取引所のホームページにて掲載しています。
その他	株主総会におけるビジュアルプレゼンテーションを実施しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	2009年3月にIRポリシーを作成し、ホームページで公表しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎にアナリスト、機関投資家向けの決算説明会を開催しているほか、事業についての説明会や工場見学を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示情報を、原則和文・英文で掲載しているほか、年次報告書、定時株主総会招集通知・決議通知などを掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRについては経営企画部が担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「企業倫理行動指針」において、「時の文化」の発展のため、社会におけるさまざまな活動に貢献すること、人々の生活、スポーツ、科学技術や産業の領域にいたるまで、社会が必要とする「計時」のニーズに幅広く対応し、社会の向上や発展に貢献することを掲げております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社の「企業倫理行動指針」において、ステークホルダーに対する適正かつ適時の企業情報開示を行うことを掲げております。
その他	当社は、男女共同参画の考えに沿って雇用機会均等に努めており、採用・配置・昇給・昇進などにおいて性別による区別はなく、実力や成果に応じた評価が行われています。 また、仕事と子育てを両立できる環境づくりにも努め、男性も含めた育児休業の取得促進や育児休業後の復帰支援、福利厚生面での育児支援、年次有給休暇の取得促進などを図っております。 さらに、第5次中期経営計画（2014年3月期を初年度とする3ヶ年計画）においては、経営基盤の質的強化に向けた課題の一つとして、人財活用の促進を掲げ、女性管理職の積極的な登用における数値目標として、当社グループにおける女性管理職比率を、2013年4月1日現在の5．3%から2016年3月期までに10%を達成することを目標としております。 2014年度からグループ横断的な組織として「グループ各社の経営層から構成される委員会」と「グループ各社の管理職と女性社員から構成されるプロジェクト」が連動しながら、各種講演会・研修等の開催やグループ内向け専用サイトからの情報発信等をはじめ、様々な施策の取り組み、検討をスタートしています。これらにより管理職の女性活躍推進への意識改革と、女性社員のキャリアアップ支援を図ってまいります。 また、ダイバーシティへの対応の一環として、障がい者雇用も積極的に進めております。当社および事業会社計8社は、特例子会社制度によるグループ適用の認定を受け、2015年6月1日現在の障がい者雇用率は2．45%と、法定雇用率（2．0%）を上回っております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

（1）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役および従業員による企業倫理、法令および社内ルールの遵守の確保を目的として「企業倫理の基本理念」および「企業倫理行動指針」を定め、次のとおり、企業倫理・法令遵守の徹底を図ります。
1)代表取締役社長は、繰り返し「企業倫理の基本理念」の精神を取締役、従業員に伝達し、企業倫理・法令遵守があらゆる企業活動の前提であることを徹底します。
2)代表取締役社長を委員長とする「企業倫理委員会」は、当社および子会社（以下、「当社グループ」という）に重大な影響を与えるおそれのある企業倫理上の問題および企業倫理遵守体制の見直しに関する事項等を審議し、その結果を取締役会に報告します。
3)取締役・従業員が法令違反の疑義ある行為等を発見した場合に、速やかに「企業倫理委員会」へ報告される体制を整え、そのための情報伝達手段として「企業倫理ヘルプライン」を設置します。
4)企業倫理・法令遵守の意識を徹底・向上させるため、取締役・従業員を対象とした企業倫理研修を継続的に実施します。
（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
1)「社内文書管理規則」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存、管理します。
2)取締役および監査役は、「社内文書管理規則」に基づき、常時、これらの文書等を閲覧可能とします。
（3）当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1)「リスクマネジメント規則」に基づき、当社グループのリスク管理に関する基本方針を定め、リスク管理体制を整備します。
2)代表取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、当社グループの活動に影響を与えるビジネスリスクの掌握、リスクの識別・分析および評価・モニタリング等を含めたリスク管理プロセスの構築・整備ならびに監視を行います。
3)リスクマネジメント委員会は、「リスクマネジメント規則」に基づき、定期的または必要に応じて各種リスクの状況を取締役会に報告します。
（4）当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1)当社グループの取締役、従業員が共有する目標として中期経営計画を策定します。また、同計画を構成する年度予算の進捗を四半期毎に管理会計手法を用いてレビューし、その改善策を検討・実施することにより、業務の効率化を推進します。
2)子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、その管理に関する基本規程を整備します。また、当社の常勤取締役および主要な子会社の代表取締役を構成員とする「経営協議会」を設置し、グループの経営方針および経営情報の共有化を図ります。
3)取締役の職務分担、各部門の職務分掌・権限を明確にし、職務の執行の効率性を確保します。
（5）当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1)当社は、子会社の企業倫理・法令遵法体制その他業務の適正を確保するための体制の整備を支援します。
2)子会社は、当社制定の「企業倫理の基本理念」、「企業倫理行動指針」を共有し、これらに従った経営を行います。また、当社は、子会社に法令違反等が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、子会社の内部通報制度の整備を支援します。
3)当社は、「連結経営管理規則」に基づき、子会社の経営上の重要事項に関して当社への事前協議・報告を求めるほか、必要に応じ、当社の役員又は従業員を取締役、監査役として派遣し、適切な監督・監査を行います。
4)子会社は、「連結経営管理規則」に従い、業績、財務状況その他重要な事項を当社に報告するほか、必要に応じて、子会社の代表取締役が業務の執行状況を当社の取締役会に報告します。
5)当社の内部監査室は、子会社の業務執行および法令・定款の遵守状況やリスク管理状況等について、内部監査を実施します。
（6）監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
1)内部監査室が、監査役の職務を補助する体制とします。
2)内部監査室に配置された従業員は業務執行に係る職務を兼務しません。
3)内部監査室の長の異動については、事前に代表取締役社長が監査役会と協議し、監査役会の意見を尊重します。
（7）監査役への報告に関する体制
1)当社の取締役および従業員は、財務、企業倫理遵守、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告するとともに、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実または法令・社内ルールに違反する行為が行われていることを発見したときは、直ちに監査役にその事実を報告します。
2)子会社の取締役、監査役および従業員が、当社または子会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールに違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役へ報告する体制を整備します。
3)前2項の報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けることがないよう、必要な体制を整備します。
4)内部監査室の長は、内部監査業務の遂行にあたり、事前に常勤監査役との連携を保ち、重要な事項については適時常勤監査役へ報告するよう努めます。さらに内部監査結果を遅滞なく常勤監査役に報告し、定期的に監査役会に報告します。
（8）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1)内部監査室の他、監査役の個別の指示に基づき、総務部、経理部は監査役の監査実施を適宜補助する体制を確保します。
2)取締役会が業務の適正を確保する目的で設置し、適時開催する重要な会議、委員会等への監査役の出席を確保します。
3)代表取締役社長は、必要に応じ、監査役会と会合を持ち、経営上の重要課題等について、意見交換を行います。
4)監査役がその職務の執行について生じる費用を当社に請求したときは、当社が監査役の職務執行に必要でないことを証明したときを除き、請求があった後、速やかに支払うものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的な勢力あるいは組織とは接触せず、介入されるすきを与えず、影響を及ぼされることを未然に防ぐことを基本姿勢としております。このことは、当社の「企業倫理行動指針」に掲げております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要
当社は、経営の基本理念を「社会から信頼される会社になること」におき、重要な会社情報につきましては、適時に開示し、誠実で、透明性の高いコミュニケーションを目指しております。以下は、当社の会社情報の適時開示に関わる社内体制の状況であります。
1. 会社情報の収集
当社および子会社に関わる適時開示の対象となる重要な会社情報は、それぞれの会社の代表取締役または財務担当取締役を経由して、当社の当該案件担当部署である経理部または総務部に集約され、且つその内容は情報取扱責任者である担当取締役に直ちに報告する体制をとっております。
2. 適時開示の判定準備
上記方法により収集した会社情報は、経理部または総務部において、東京証券取引所が定める適時開示規則にそって適時開示の要否を検証し、その結果を情報取扱責任者に報告し、その判定を得ています。また、情報取扱責任者は、当社および子会社におけるこれら重要な内部情報の決定事実、発生事実について、それぞれの代表取締役または財務担当取締役に対し、インサイダー取引規制等の法令を踏まえて、それら情報の内部管理徹底の指示を行っております。
3. 外部への適時開示
適時開示を要する会社情報については、直ちに代表取締役社長に報告され、その確認を得て、取締役会等において承認のうえ、開示しております。
これら一連の社内手続きを経た開示対象情報は、当該情報取扱担当部署である経理部または総務部を通して速やかに東京証券取引所に適時開示され、また秘書・広報部が遅滞なく当該情報を自社ホームページ上に公表資料として掲載し情報開示の徹底を図っております。

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】

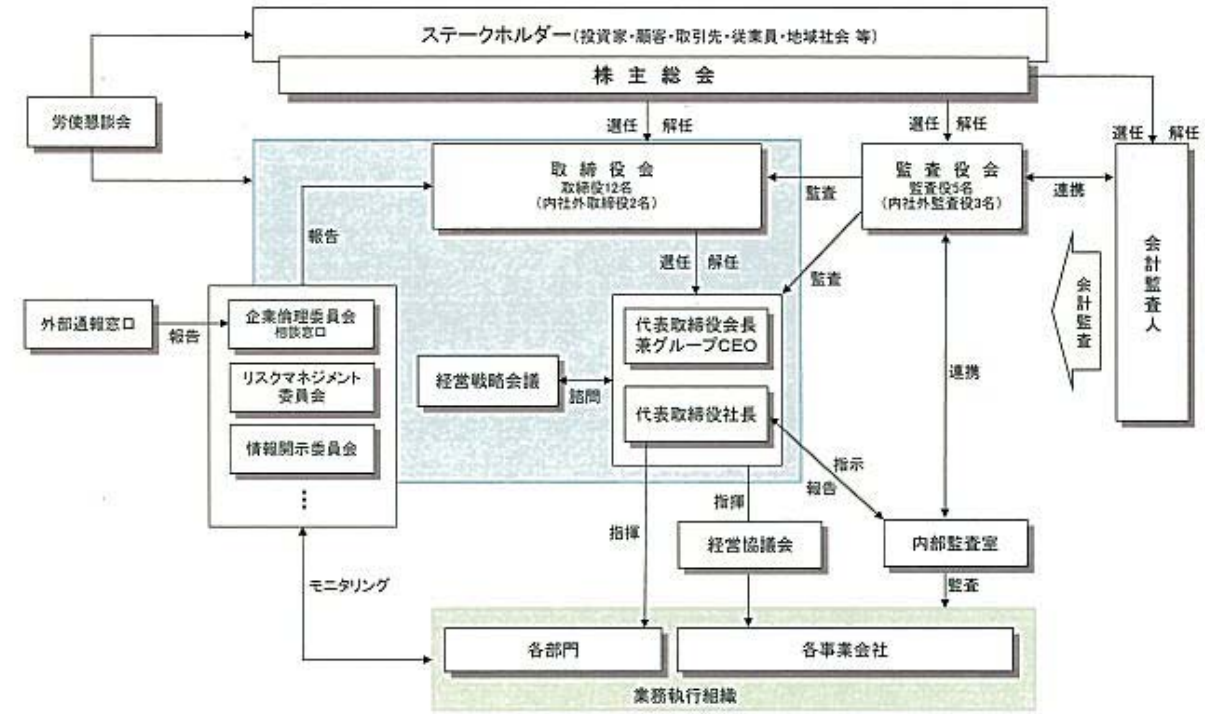

適時開示に係る社内体制を図示すると以下のとおりとなります。

